令和6年度 いじめの防止等のための基本方針

新潟市立山潟小学校

1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(平成25年法律第71号「いじめ防止対策推進法 第2条」)

上記の考え方をもとに、本校では、全ての職員が、「いじめは、どの子にも起こりうる、深刻な人権 侵害である」という基本認識に立ち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることが できるように、「いじめの防止等のための基本方針」を策定した。

2 いじめ等問題行動の未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。

また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」としていじめに加担していることを知らせる。

(1) 自己肯定感・所属意識を高める活動の充実

- ① 生徒指導との一体化を図る意識した授業改善
 - ・認め合い、助け合う活動や場の設定等
 - ・教師が意識してつくる学級の支持的風土の留意点について共通理解を図る。
- ② 学年段階に応じたかかわり合いを重視した縦割り班活動の実施
 - ・毎日の清掃活動
 - ・児童朝会年5回
 - ・ふれあいハイキング 10月
 - ・6年生を送る会:2月
- ③ ハッピータイム (縦割り班活動を振り返る場) の設定
 - ・各学年の活動や各縦割り班活動後、互いのがんばりや良いところ、してもらって嬉しかった ことを伝え合う等、児童が自分の「良さを自覚できる」場と時間を設定する。
- ④ 児童が主体的に企画・運営する児童会活動・学級活動の実施
 - ・各委員会活動 常時活動+学校をよりよくしていくための活動
 - ・自分たちのことは自分たちで解決する学級集団となるための学級活動の充実

- (2) 生活・学習基盤を高める学校風土づくり
 - ◎ 山潟小スタンダードの定着
- (3) いじめ等問題行動の未然防止と早期解決の教育相談体制の充実
 - ① アンケートを活用した学級づくり
 - ・6月、11月、2月の年3回実施し、学級経営の見直し・改善を行う。
 - ② 教育相談の実施と報告等の一元化と共通理解の徹底
 - ・アンケートをもとにした全児童対象教育相談の実施:6月、11月、2月
 - ・実態に応じて教育相談
 - ④ 子どもを語る会:毎月
 - ⑤ 各対策委員会の開催
 - ⑥ 外部機関との連携

3 いじめの早期発見のための取組

- 学級担任として

- ○子どもの人間関係、家庭の状況の把握
 - ・年3回「アンケート」を実施する。
 - ・年3回の全児童教育相談を実施する。
 - ・家庭訪問や家庭連絡票などで家庭の状況を把握する。
- ○学級の実態の把握
 - ・児童が誰と一緒に行動しているか、どんな会話をしているかなどを観察し、「一人にさせない、一人にしない」指導体制の徹底を図る。
 - ・教室での児童の様子の変化に注意する。
- ○一人一人の子どもとの信頼関係の構築
 - ・教師と子どもの間で何でも言えるという自由で許容的な雰囲気を基盤にして話し合ったり、聴いたたりする機会をもつ。

担任以外の教師として

- ○子どもの学習態度などについて学級担 任との情報交換を行う。
- ○授業中の学級の雰囲気の観察
 - ・冷やかし、無視、私語などの態度の変 化に気付く。
- ○養護教諭から担任への情報伝達
 - ・頻繁に保健室に来る子どもや、不審な けがをしてくる子どもなどを注意深く 見る。
- ○欠席、遅刻、早退の確認
 - ・必ず担任と連絡をとる。

4 いじめの早期解決のための取組

- (1) いじめを認知した場合
 - ① 解決に向けた手段と方針の決定

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる 関係者に適切な指導を行う。あわせて、ただちに学級担任、生活指導主任に連絡し、管理職に報告 する。特定の教員で抱え込むことなく、組織で手順と方針を決定し対応する。

学校として

[校内では」

- ○教職員間に日常的に遠慮なく話せる雰囲気をつくる。
- ○いじめ・不登校対策委員会や生徒指導学年部会等の情報交換や対策検討の場を充実させる。
- ○校舎内外をよく見回る。
 - ・トイレ、屋上、特別教室など
- ○養護教諭との連携を深める。

「地域へは〕

- ○日頃から地域・保護者との連携を密にし、学校に相談 しやすい雰囲気をつくる。
- ○地域・保護者に対して学校への連絡方法を明らかにしておく。

<基本方針:いじめられた子、いじめを知らせに来た子を守り通す。>

話を聴く時	他の子どもたちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、
	事実確認は、いじめられている子どもといじめている子どもを別の場所で行う
見守り体制	状況に応じて、いじめられている子ども、いじめ情報を伝えた子どもを徹底し
	て守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届
	く体制を整備する。

<事実の確認と情報の共有>

事実確認	いじめている児童が複数いる場合は、複数の教員で手分けし、一対一の聞き取
	りを行う。いじめの行為を行うに至った経過や心情などを聴き取るとともに、周
	囲の子どもや保護者など第三者からも詳しく情報を得て、全体像を把握する。

② 児童、保護者へのきめ細かで確実な対応

被害児童とその保護者、加害児童、全校児童への適切な対応により事態の深刻化を防ぐ。それぞれへの支援、指導の進め方について、教頭、教務主任、生活指導主任、当該学年、スクールカウンセラーの役割を明確にし、慎重かつ迅速に進める。

(1)	被害児童への対応	教育相談体制を整え、きめ細かなケアを行う。「被害児童を守り通す」という強い信念のもと、担任による面談を行い、基本方針に沿って被害児童に寄り添う。さらに、スクールカウンセラーと連携し、被害児童がSOSをいつでも発信しやすい環境を整える。
(2)	被害児童の保 護者	学校の対応について説明し、被害児童への支援について相談しながら最善 の方法で支えることを共通理解する。担任、生活指導主任が家庭訪問に行く ことを基本とする。
(3)	加害児童が判明した場合	決して許されるものではないことを強く指導する。表面上の謝罪による安 易な仲直りで終わりにしない。いじめに至った背景を振り返らせ、今後の生 活の仕方について自己決定させる。 加害児童本人が悩みを抱えている場合には、個別の事情に応じて適切に対 応する。複数の児童が関係している場合は、校内指導体制を拡充して、粘り 強く指導を行う。また、その保護者に対しても、本件が許されない行為であ ることを説明し、再発させないために、家庭での協力を依頼する。
(4)	全校児童への 指導	生活指導主任による全校児童への指導を行う。いじめを見つけた時は、すぐに先生や家の人に相談するように指導する。
(5)	保護者への説 明	必要に応じて、保護者会を開く。概要説明と学校の対応、家庭での留意すべきことなどを説明し、学校の対応方針を伝え、理解を得るように努める。

(2) ネット上のいじめの場合

① 一刻も速い状況把握と削除対策

文部科学省のネット上のいじめに関する対応マニュアルに沿い、発見または通報を受けた時点で即座に書き込み内容を確認する。掲示板のURLを記録するとともに印刷して内容を保存する。事実確認をしたら即座に市教委へ速報を上げ、対応について指導を仰ぎ、家庭・学校・関係機関が連携しながらに全力を尽くす。まず、掲示板の管理者に削除依頼を行う。同時に、プロバイダへも削除依頼を行い、書き込みの削除に注力する。それでも削除されない場合は、市教委と連携しながら警察に相談して、専門家の力を借りながら一刻も速い削除に全力を注ぐ。

② 児童、保護者へのきめ細かで確実な対応

(1)②に準ずる。加えて、ネット上のいじめも、他のいじめと同じく、決して許されるものではないことを強く指導する。また、再発させないために、家庭での携帯電話やインターネット環境の利用のあり方についてルールの徹底を依頼する。

5 いじめ問題に取り組むための組織

- (1) 校内の組織
 - ①「生活指導部会」必要に応じて開催 問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換、及び共通行動についての 話し合いを行う。
 - ②「いじめ・不登校対策委員会」 必要に応じて開催 いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生活指導主任、学年主任、養護教諭、 当該学級担任によるいじめ・不登校対策委員会を設置する。
- ③ 「校内いじめ対応ミーティング」の開催 いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、教頭、当該学級担任(場合によっては当該学 年主任)によるいじめ対応ミーティングを行い、迅速に対応する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては拡大いじめ・不登校対策委員会を開催し迅速な対応を行う。教頭は校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり、対処する。重大な問題行動が発生した時に、拡大いじめ・不登校対策委員会を開催する。メンバーは次の通りである。

校長、教頭、生活指導主任、PTA代表、民生委員代表、自治会長代表

(3) 山潟地区いじめ防止連絡協議会

地域全体で子どもを見守り、いじめの防止等に努めるため、児童生徒のいじめ等に関する実施及びいじめ防止等に係る取組についての情報交換を行い、対応等の共有を図る。